

草津市屋外広告物条例施行規則(平成24年規則第40号)新旧対照表

| 改正後(案) | 現行 |
|---|--|
| <p>別表第2(第9条関係)</p> <p>1 一般基準</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 原則として表示面の下地の色は、黒および高彩度色を使用しないこと。<u>下地とは、表示面のうち、文字、記号、図形、イラスト、写真を除く部分(以下「下地」という)。</u></p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>2 条例第6条の許可基準に係る地域区分</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 第3種許可地域は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域および準住居地域とする。ただし、(1)<u>および(2)</u>に掲げる地域を除く。</p> <p>3 広告規制型景観形成地区における許可基準</p> <p>略</p> <p>4 第1種許可地域、第2種許可地域および第3種許可地域における許可の基準</p> <p>(1) 自家用広告物</p> <p>略</p> <p>(2) 自家用以外の広告物</p> <p>ア 広告板等</p> <p>(ア) 建築物と一体となった広告物</p> <p>略</p> | <p>別表第2(第9条関係)</p> <p>1 一般基準</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 原則として表示面の下地の色は、黒および高彩度色を使用しないこと。</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>2 条例第6条の許可基準に係る地域区分</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 第3種許可地域は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域および準住居地域とする。ただし、(1)に掲げる地域を除く。</p> <p>3 広告規制型景観形成地区における許可基準</p> <p>略</p> <p>4 第1種許可地域、第2種許可地域および第3種許可地域における許可の基準</p> <p>(1) 自家用広告物</p> <p>略</p> <p>(2) 自家用以外の広告物</p> <p>ア 広告板等</p> <p>(ア) 建築物と一体となった広告物</p> <p>略</p> |

(イ) 野立広告物

a 第1種許可地域における広告物

略

b 第2種許可地域および第3種許可地域における広告物

| 項目 | 地域 | |
|-----------|---|---|
| | 一般国道全線および県道大津能登川長浜線から30メートル以上500メートル以内の地域 | 幹線道路軸(一般国道全線および県道大津能登川長浜線を除く。)から30メートル以上の地域 |
| 広告物相互間の距離 | 100メートル以上 | 基準なし |
| 広告物の高さ | 野立広告板 | 4.5メートル以下 |
| | 野立広告塔 | 10メートル以下 |
| 広告物の表示面積 | 野立広告板 | 30平方メートル以下 |
| | 野立広告塔 | 1面の幅が2メートル以下 20平方メートル以下 |

(イ) 野立広告物

a 第1種許可地域における広告物

略

b 第2種許可地域および第3種許可地域における広告物

| 項目 | 地域 | |
|-----------|---|---|
| | 高速自動車国道および東海道新幹線から500メートル以上1,000メートル以内の地域 | 一般国道全線および県道大津能登川長浜線から30メートル以上500メートル以内の地域 |
| 広告物相互間の距離 | 300メートル以上 | 100メートル以上 |
| 広告物の高さ | 野立広告板 | 4.5メートル以下 |
| | 野立広告塔 | 10メートル以下 |
| 広告物の表示面積 | 野立広告板 | 30平方メートル以下 |
| | 野立広告塔 | 1面の幅が2メートル以下 20平方メートル以下 |